

○公益財団法人沖縄県農業振興公社農業後継者育成確保事業業務細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 公益財団法人沖縄県農業振興公社(以下「公社」という。)の農業後継者の育成及び確保に関する事業(以下「育成確保事業」という。)の業務運営に関しては、公益財団法人沖縄県農業振興公社事務決裁規程により次のとおり定める。

(業務手続)

第2条 公社の事業に係る申請・報告等は、農業改良普及センター(北部、宮古及び八重山地区は農林水産振興センターとする。以下同じ。)又は農業大学校を経由して、理事長に提出するものとする。

2 県段階の組織団体からの申請・報告等は、営農支援課、又は沖縄県農業協同組合中央会を経由して、理事長に提出するものとする。

第2章 新規就農促進事業 第3条 ～ 第4章 青年農業者資質向上対策事業 第28条
(省略)

第5章 青年農業者等組織活動促進事業

(目的)

第29条 青年農業者等組織活動促進事業は、青年農業者等の組織活動を支援し、地域の振興と組織の強化を図ることを目的とする。

(事業主体)

第30条 事業実施主体は、組織活動を行っている次の団体とする。

- (1) 農業青年クラブ
- (2) 農業士会
- (3) 農でグッジョブ推進会議
- (4) その他理事長が特に認める団体

(事業内容)

第31条 実施事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 農業経営・技術に関する研究又は実践のための事業
- (2) 組織で企画し実施する自主的活動のための事業
- (3) 組織の活性化及び活動を促進するための事業
- (4) その他理事長が必要と認める事業

(事業期間)

第32条 事業期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(助成額)

第33条 助成額は、次のとおりとする。

- (1) 農業青年クラブ ----- 235万円以内(県及び5地区)
- (2) 農業士会 ----- 160万円以内(県及び5地区)
- (3) 農でグッジョブ推進会議 ---- 75万円以内(5地区)
- (4) 離島農業青年クラブ ----- 15万円以内(1組織あたり)
- (5) その他団体 ----- 理事長が必要と認める額(予算の範囲内)

(申請)

第34条 助成を受けようとする団体は、申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、事業開始年の4月末日までに提出するものとする。

- (1) 事業計画書(第6号様式)
- (2) 意見書(第10号様式※農業改良普及センター所長等、ただし、第30条第3号を除く。)
- (3) その他必要な資料等(組織の活動内容等が客観的・具体的に分かる資料とし、総会資料や結果録、写真等でも可とする。)

(決定通知)

第35条 理事長は、提出された申請書等を審査し適当と認めるときは、決定通知書(第12号様式)により通知する。

(助成の方法)

第36条 申請者から概算払いの申請があり、理事長が必要と認めるときは、助成金の一部又は全部を概算払い出来るものとする。

(報告)

第37条 助成金の交付を受けた者は、事業完了報告書(第2号様式)に次に掲げる書類を添付して事業完了後30日以内に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第6号様式)
- (2) 意見書(第10号様式※農業改良普及センター所長等、ただし、第30条第3号を除く。)
- (3) その他必要な書類

(助成の変更及び中止)

第38条 助成の決定を受けた者は、申請の記載事項に変更が生じたときは、第1号様式の3により速やかに理事長に届けなければならない。ただし、助成申請額が減少する場合は、変更届は不要とし、事業完了後に提出する事業完了報告書(第2号様式)で報告する際に、変更後の申請額を記入し提出することとする。

- 2 助成の決定を受けた者は、申請した事業を中止するときは、第1号様式の3により速やかに理事長に届けなければならない。
- 3 前々項及び前項の届出があった場合、理事長は変更の内容に応じて助成額を変更し、又は助成の決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第39条 報告書の提出がない団体及び助成金の使途が不明または目的にそぐわないと理事長が認めるときは、返還請求書(第14号様式)により、助成金の一部又は全部を返還しなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第40条 この業務細則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この業務細則は、主管官庁の承認があった日から施行する。(平成7年12月12日施行)

附 則

この業務細則は、平成8年3月28日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成9年3月31日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成11年3月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成12年5月29日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成13年11月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この業務細則は、平成14年2月15日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成15年3月29日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年6月17日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年3月17日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年3月18日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成22年3月24日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成22年9月22日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成23年2月3日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成23年11月25日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この業務細則は、この法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則(平成26年沖農公細則第1号)

この業務細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年沖農公細則第2号)

この業務細則は、平成27年1月19日から施行する。

附 則(平成27年沖農公細則第1号)

この業務細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年沖農公細則第1号)

この業務細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年沖農公細則第1号)

この業務細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年沖農公細則第1号)

この業務細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年沖農公細則第1号)

この業務細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年沖農公細則第1号)

この業務細則は、令和3年4月1日から施行する。